平成２６年（フ）第２２７号
奈良県御所市大字小林731番地の17　小林改良住宅102、前住所奈良県御所市大字小林25番地の２
破産者　池田　　茜（旧姓岡本）
１　決定年月日　平成27年３月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第２３６号
奈良県御所市大字小林579番地の５　155号、開始決定時の住所奈良県御所市大字小林731番地の17　小林改良住宅102
破産者　池田　政義（旧姓岡本）
１　決定年月日　平成27年３月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第１０３７号
札幌市白石区菊水上町３条３丁目380番地３ローズガーデン壱番館202号
破産者　上口　公誉
１　決定年月日　平成27年３月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１０３８号
札幌市白石区菊水上町３条３丁目380番地３ローズガーデン壱番館202号
破産者　上口　潔紀
１　決定年月日　平成27年３月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１７３６号
札幌市西区発寒12条３丁目12番13号
破産者　蓑輪　祐二（旧姓山下）
１　決定年月日　平成27年３月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２１８６号
東京都羽村市栄町２丁目２番地６　日野自動車第五羽村寮106、開始決定時の住所札幌市北区あいの里３条１丁目10番１号
破産者　町井　圭介
１　決定年月日　平成27年３月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２２４３号
札幌市豊平区中の島１条３丁目２番１号　モナーク中の島101号、開始決定時の住所札幌市豊平区中の島２条５丁目２番８号
破産者　佐藤　重昭
１　決定年月日　平成27年３月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２２８２号
北海道江別市牧場町44番地の８　５丁目ハイツ10号
破産者　村上　　清
１　決定年月日　平成27年３月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１２３０号
さいたま市南区大字大谷口1190番地７
破産者　國分　信博
１　決定年月日　平成27年３月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１０１８号
名古屋市中村区黄金通５丁目18番地　第５酒井グリーンハイツ604号
破産者　渕田　育実（旧姓細野）
１　決定年月日　平成27年３月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１８８０号
名古屋市名東区勢子坊１丁目1016番地
破産者　川向　正剛
１　決定年月日　平成27年３月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１８９５号
愛知県大府市吉川町２丁目227番地
破産者　浅田　桂介
１　決定年月日　平成27年３月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１８９８号
名古屋市南区北頭町２丁目４番地の１　メゾンミクニ302号
破産者　若園　丈夫
１　決定年月日　平成27年３月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２０３１号
名古屋市守山区小幡中３丁目９番17号
破産者　藤井　健一
１　決定年月日　平成27年３月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２０３５号
名古屋市中川区山王１丁目２番29号　リベール山王501号
破産者　上野太功実
１　決定年月日　平成27年３月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４２０号
大阪府岸和田市大町４丁目18番５－601号、住民票上の住所奈良県大和郡山市野垣内町11番地１ユニライフ郡山320号
破産者　猪子　正成
１　決定年月日　平成27年３月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第５５３号
神戸市中央区山本通５丁目１番６号　ベルコート相楽園301号室、従前の住所神戸市長田区若松町10丁目２番１号
破産者　原　　淳
１　決定年月日　平成27年３月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部